

# 世田谷区妊婦健康診査・新生児聴覚検査 費用助成制度のご案内

世田谷区では、妊婦健康診査（超音波検査・子宮頸がん検診含む）と新生児聴覚検査を、受診票を使用することができない「助産所」や「都外または国外の医療機関」で受診した場合に、各健診等に要した費用の一部を助成します。

## 1. 妊婦健康診査費用助成

### （1）助成対象者

- 妊婦健康診査の受診日に世田谷区内に住民登録がある方で、次のいずれかに該当する方
  - （1）助産所で受診した方
  - （2）里帰り等により都外または国外の医療機関にて自費で受診した方

### （2）申請期限

- 出産した日から1年以内（お子さんが1歳のお誕生日を迎える前日まで）【必着】  
※世田谷区から転出した場合、出産前でも申請ができます。  
※できる限り、受診分を一括してご申請ください。

### （3）助成の対象

- 妊婦健康診査、超音波検査、子宮頸がん検診それぞれの受診票に記載されている項目です。
  - 実際に受診した回数分の助成となります。
- ※未使用の受診票の枚数（回数）を超えての助成はできません。

### （4）助成対象外のもの

- 受診票を使用せずに、都内の妊婦健康診査委託医療機関で受診した費用
- 保険が適用された費用
- 母子健康手帳の交付日より前に医療機関で受診した費用
- 分娩、出産にかかる費用
- 産後の健康診査にかかる費用（産後健診・産後1か月健診等）

### （5）助成上限額

	令和4年度助成上限額
妊婦健康診査【1回目】 (表紙案内が白色、受診票の1枚目が水色)	10,850円
妊婦健康診査【2～14回目】 (受診票の1枚目が黄色)	1回あたり 5,070円
超音波検査【1回分】 (受診票の1枚目が白色)	5,300円
子宮頸がん検診【1回分】 (受診票の1枚目が桃色)	3,400円

※上限額は受診する年度によって変更する場合があります。令和5年度の上限額については、区のホームページ「妊婦健康診査について」にてご確認ください。

## 2 . 新生児聴覚検査費用助成

### (1) 助成対象者

- 新生児聴覚検査の受診日に世田谷区内に住民登録がある保護者で、次のいずれかに該当する方
  - (1) 助産所および、受診票が使えない都内の医療機関で受診した子の保護者
  - (2) 里帰り等により都外または国外の医療機関にて受診した子の保護者

### (2) 申請期限

- 出産した日から1年以内（お子さんが1歳のお誕生日を迎える前日まで）【必着】

### (3) 助成の対象

- 次のいずれにも該当する場合
  - (1) 生後50日に達する日までに実施した新生児聴覚検査の初回検査であること
  - (2) 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または、耳音響放射検査（OAE）により検査した場合
  - (3) 自費で受けた場合

### (4) 助成対象外のもの

- 受診票を使用せずに、都内の新生児聴覚検査委託医療機関で受診した場合
- 保険が適用された場合

### (5) 助成上限額

- 3,000円（令和3年度助成上限額）  
※新生児聴覚検査が3,000円を超える場合、超えた金額については自己負担になります。  
※上限額は受診する年度によって変更する場合があります。令和5年度の上限額については、  
区のホームページ「新生児聴覚検査について」にてご確認ください。

## 3 . 各健診等共通事項

### (1) 確定申告をする場合

- 確定申告する場合は、上記の費用助成金額を除いた金額で申告する必要があります。  
各健診等の費用助成金を申請し、金額が確定した後に確定申告を行ってください。
- 助成金申請から支払いまでは、おおよそ2～3か月かかります。
- **やむを得ず各健診等の費用助成を申請する前に確定申告をする場合は・・・**  
領収書の金額から各健診等の費用助成金額（見込み額）を控除した上で申告し、費用助成の申請後、  
確定した助成金額が見込み額と異なる場合には税務署にて修正申告をしてください。

## (2) 手続きに必要な書類

	妊婦健康診査費用助成	新生児聴覚検査費用助成	備考
申請書兼 口座振替依頼書 ※用紙は区ホームページからもダウンロード できます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷区妊婦健康診査等費用助成金申請書兼口座振替依頼書（白色）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷区新生児聴覚検査費用助成金申請書兼口座振替依頼書（桃色）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記入例（ご案内の最後のページ）をご参照ください。</li> <li>修正液・消えるインクは使用しないでください。</li> <li>訂正する場合は二重線をお願いします。</li> </ul>
未使用の受診票	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査受診票（表紙の案内が白色）</li> <li>超音波検査受診票（表紙の案内が桃色）</li> <li>子宮頸がん検診受診票（表紙の案内が水色）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新生児聴覚検査受診票（表紙の案内が肌色）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人記入欄等、記載の有無は問いません。</li> <li>受診票は1回3枚綴りですので、3枚綴りのままご提出ください。</li> </ul>
母子手帳の該当ページのコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>「妊娠中の経過」欄のコピー（母子手帳 P8～9の表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「検査の記録」欄のコピー（母子手帳 P18 の「新生児聴覚検査」結果の表）</li> </ul>	
医療機関発行の領収書コピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診票が使用できない助産所や都外医療機関が発行した健診等の費用が含まれる領収書のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診票が使用できない助産所や都外医療機関が発行した検査費用が含まれる領収書のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則返却しません。</li> <li>検査費用が含まれる領収書かわからない場合は、医療機関等にご確認の上、ご提出ください。</li> </ul>
医療機関発行の診療費明細書コピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記領収書と一緒に診療費明細書を受け取っている場合は明細書のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記領収書と一緒に診療費明細書を受け取っている場合は明細書のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則返却しません。</li> </ul>

※国外の医療機関で受診した場合、申請者があらかじめ当該領収書のすべての記載内容を日本語に翻訳した資料を同封の上、申請してください。助成金額は申請書を受け付けた時点の為替レートで換算します。

## (3) 郵送先・問い合わせ先

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎  
世田谷保健所健康推進課 妊婦健康診査・新生児聴覚検査担当  
TEL 03-5432-2446 FAX 03-5432-3102

※申請の受付方法は、**郵送のみ**となります。

※助成金申請から支払いまでは、おおよそ2～3か月かかります。

※審査結果については、決定通知書を送付します。

※書類に不備がある場合は、電話にてご連絡させていただきます。不足書類を送付していただくなど、審査に時間がかかった場合は、お支払いが遅れる場合がありますので、ご了承ください。

※申請は、妊婦健康診査と新生児聴覚検査をなるべく一緒にお願いたします。なお、同時に申請された場合でも、審査結果通知の送付時期、お支払いの時期が異なることがあります。ご了承ください。

下記を切り取り、封筒に貼ってご使用ください。

切り取り線

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎

世田谷保健所健康推進課 妊婦健康診査・新生児聴覚検査担当 行

封をする前にもう一度ご確認ください

申請書

未使用の受診票

母子手帳のコピー

領収書のコピー

診療費明細書のコピー